

平成 26 年 11 月 18 日

燃料電池自動車、初めての型式指定

国土交通省では、2005 年 3 月、世界に先駆けて燃料電池自動車など圧縮水素を燃料とする自動車の安全基準を策定するなど、燃料電池自動車の普及のため環境整備を進めてきました。

また、国際的にも日本の基準をベースとした燃料電池自動車の国際基準の策定を目指し、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において燃料電池自動車の世界統一技術基準（GTR^{※1}）策定に関する議論を主導してきたところ、昨年 6 月に日本の基準を相当程度盛り込んだ燃料電池自動車の世界統一基準（GTR13）が策定されました。^{※2}

これにより、国産の燃料電池自動車について、仕様を大きく変えることなく輸出することが可能となり、今後、我が国の燃料電池自動車の国際展開が期待されております。

今般、圧縮水素ガスを燃料とする燃料電池自動車（別紙詳細）について、GTR13 策定後、トヨタ自動車株式会社が初めて道路運送車両法の第 75 条に基づく型式指定を取得しました。

これによって、型式指定された燃料電池自動車の大量生産が可能となり、一般ユーザーへの普及が期待されます。

燃料電池自動車は、走行時に、二酸化炭素（CO₂）、窒素酸化物（NO_x）や一酸化炭素（CO）などの排出ガスが全く排出されないという特徴を持ち、クリーンな次世代の低公害車として有力視されており、今般の型式の指定を契機に、一層燃料電池自動車が普及していくことが期待されます。

※1 Global Technical Regulations：世界統一基準

「国連の車両等の世界技術規則協定」（1998 協定）に基づく自動車の世界統一規則。同協定には、日本、欧州、米国など 33 か国・地域が加盟。

※2 国連自動車基準調和世界フォーラム第 160 回会合の結果について

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000133.html

お問い合わせ先

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則、渡辺

TEL：03-5253-8111（内線 42302、42312）

直通 03-5253-8595 FAX：03-5253-1640